

行政監視の実施の状況等に関する報告書

令和3年5月

参議院行政監視委員会

目 次

- I 参議院における行政監視機能の強化に向けた取組
- II 調査の経過と概要
 - 1. 調査の経過
 - 2. 行政監視委員会における調査の概要
 - (1) 政府からの説明聴取
 - (2) 政府に対する質疑
 - (3) 参考人からの意見聴取及び質疑
 - 3. 国と地方の行政の役割分担に関する小委員会における調査の概要
- III 行政に対する苦情

I 参議院における行政監視機能の強化に向けた取組

平成29年2月、参議院では、院の組織及び運営の改革に関する諸問題について調査検討を行う参議院改革協議会が設置された。議長の諮問機関として各会派の代表者により構成される同協議会では、「行政監察機能の強化、行政監視委員会の機能強化」が検討項目の一つとして選定され、協議が重ねられた結果、平成30年6月には、各会派の合意に基づき「参議院における行政監視機能の強化」について報告書が取りまとめられた。

同報告書では、参議院が「これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む」こととされ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルの構築と行政監視委員会の活動の一層の充実に向けた取組について記された。

同報告書を踏まえた参議院規則の改正を受け、令和元年8月、行政監視委員会の委員数は30名から35名となった。また、少なくとも毎年1回、行政監視の実施の状況等を議院に報告することとされた。

行政監視委員会は、理事会等において参議院改革協議会報告書における行政監視機能の強化の具体化に向けた取組について検討を行い、平成31年3月、「行政に対する苦情窓口」を設置し、参議院ホームページ等を通じた苦情の受付を開始した。また、行政監視委員会の活動を支えるスタッフの充実のため、人事交流等を開始した。さらに、理事会等において、行政監視機能の強化の在り方に関する協議を重ね、令和2年4月、行政監視機能の強化に関する申合せを行った。

Ⅱ 調査の経過と概要

1. 調査の経過

第201回国会（常会）において、令和2年6月2日、「令和元年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」が政府から国会に提出された。6月5日、参議院本会議において、同報告について総務大臣からの報告聴取及びそれに対する質疑が行われた。

総務大臣からの報告においては、政策評価制度の意義、令和元年度の政策評価の実施状況、E B P M（証拠に基づく政策立案）の重要性のほか、政府の行政評価・監視機能等と立法府による行政監視機能が相まって行政運営の改善が図られることの意義等について述べられた。

質疑においては、参議院の新たな行政監視の年間サイクルに関連して、政策評価法に基づく国会報告の意義と総務大臣の所感、参議院における行政監視機能強化の取組、新たな行政監視の年間サイクル開始の意義と国民の行政への信頼向上、海外における先進事例を参考に政策評価の年次報告を充実させる必要性、参議院の行政監視活動に対する政府の協力などについて、また、政策評価制度に関連して、政策評価制度の意義、政策評価におけるE B P Mの実践状況と各府省への働きかけ、政策評価の客観性・厳格性・透明性の向上のための取組、政策評価における会計検査院等行政機関外部の関与の拡充などについてそれぞれ議論がなされた。

行政監視委員会は、第204回国会（常会）において、令和3年4月7日、政府からの説明聴取及び質疑を行った。また、4月19日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、参考人からの意見聴取及び質疑を行った。

さらに、国と地方の行政の役割分担の在り方等について調査検討するため、第203回国会（臨時会）及び第204回国会において、国と地方の行政の役割分担に関する小委員会を設置し、令和2年11月30日、令和3年4月12日及び4月26日、政府に対する質疑を行い、5月31日、行政監視委員会において小委員長の報告を行った。

行政監視委員会及び国と地方の行政の役割分担に関する小委員会では、多岐にわたる議論がなされ、新型コロナウイルス感染症に関し、医療や財政、経済を中心に政府に対し様々な課題や論点が示されるとともに、積極的な取組が求められた。政策評価や総務省が行う行政評価・監視については、個別の調査結果等を踏まえた質疑がなされるとともに、その意義や今後の行政評価局調査の方向性等の確認がなされた。国と地方の行政の在り方に関しては、国と地方の連携や通知等の改善の必要性、国と地方の権限・役割分担の在り方、行政の計画策定等における地方の負担への配慮について政府の取組の考え方や進展が確認された。

2. 行政監視委員会における調査の概要

(1) 政府からの説明聴取

第204回国会において、令和3年4月7日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、政府から説明を聴取した。

(2) 政府に対する質疑

第204回国会において、令和3年4月7日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について、質疑を行った。

質疑においては、総務省が行う行政評価・監視の勧告、総務省による自殺防止対策の調査、計画策定等に関する条項の整理、消費者庁への通知制度の消費者への周知、福島第一原子力発電所の廃炉作業の工程、新公立病院改革ガイドラインの廃止、最低賃金全国加重平均千円の実現、通信事業の許認可の決裁権者などについて議論がなされた。概要は以下のとおりである（○：委員の発言、□：政府の答弁）。

(総務省が行う行政評価・監視の勧告)

○総務省が行う行政評価・監視の勧告の趣旨と意義について伺う。

□総務省の行政評価・監視の勧告は、調査の結果、事務の改善の実現等に必要と認められる場合に、総務省設置法に基づいて総務大臣から関係大臣に発出するものである。その後の措置の報告徴収等も定められており、具体的な改善措置が確実になされることなどを期待している。総務省としては、これらの権能を活用して行政運営の改善を図り、国民に信頼される効率的な行政の実現に貢献していきたい。

(総務省による自殺防止対策の調査)

○児童生徒の自殺防止を始めとする自殺対策の状況について、改めて総務省が調

査を行うことに対する総務大臣の意向を伺う。

- 児童生徒の自殺防止対策については文部科学省が取組を充実させており、また、孤独・孤立対策の観点から関係府省において自殺防止対策の強化が進められていると承知している。総務省としては、関係府省の現下の取組を見極めつつ、今後必要に応じて調査の実施について判断していきたい。

(計画策定等に関する条項の整理)

- 計画策定等に関する条項の整理結果とそれに対する政府の所感及び今後の対応方針について伺う。
- 計画の策定を義務付ける規定は、地方分権改革推進委員会による勧告等を踏まえ平成24年まで減少したものの、その後は微増傾向が続き、努力義務規定やできる規定は、一貫して増加していることが明らかになった。計画の策定が負担であるという地方の現状を改めて把握できたと考えている。計画策定等を令和3年の提案募集における重点募集テーマとし、地方自治体からの提案を踏まえ、見直しの検討を進めていく。

(消費者庁への通知制度の消費者への周知)

- 医業類似行為等により健康被害が起きた際の消費者庁への通知制度を消費者に周知する必要性について伺う。
- 消費者からの相談件数の増加により都道府県等が把握する消費者事故情報の質・量が充実することは、消費者安全法の運用強化につながるものとする。消費者庁においても、都道府県等や関係省庁と連携をしながら、都道府県等が把握する事故情報の質・量の充実に向けて、通知制度の徹底等を図っていききたい。

(福島第一原子力発電所の廃炉作業の工程)

- 福島第一原子力発電所一号機から六号機の廃炉作業の工程について伺う。
- 使用済燃料について、三号機と四号機は既に取り出しを完了している。一号機

と二号機については、原子炉内の放射性物質を含むダストの飛散を防止する工事に着手しており、完了後、2024年度以降に取り出しを開始するスケジュールになっている。五号機と六号機については、一号機と二号機に取り出し作業の合間を見ながら取り出しを進めていく。2031年までに使用済燃料は全部取り出しをする予定である。

（新公立病院改革ガイドラインの廃止）

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、経営効率化や再編等を進める現行の新公立病院改革ガイドラインを廃止する必要性について伺う。
- 公立病院改革の目的は、安定した経営の下で不採算医療を提供する役割を継続的に担うことにより持続可能な地域医療提供体制の確立を図ることであり、医師不足が更に懸念される今後においても重要な課題であると認識している。総務省としては、今後とも持続可能な地域医療提供体制を確立すべく努めていきたい。

（最低賃金全国加重平均千円の実現）

- 最低賃金全国加重平均千円を実現する方法及び目標年次について伺う。
- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、経済の好循環の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金について、より早期に全国加重平均千円となることを目指すとされている。目標を達成する具体的な時期は示されていないが、政府としては、より早期に全国加重平均千円となることを目指していきたい。

（通信事業の許認可の決裁権者）

- 通信事業の許認可の決裁は大臣等政治家が行うべきとの考えに対する総務大臣の見解について伺う。
- 総務省行政文書取扱規則において許認可の性質等に応じて最終決裁権者を定め、

事務の適正かつ効率的な運営を図っている。総務省としては、引き続き決裁に関するルールに従って適切に対応していきたい。

(3) 参考人からの意見聴取及び質疑

第204回国会において、令和3年4月19日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、東京大学大学院法学政治学研究科教授・同大学法学部教授・同大学公共政策大学院教授金井利之君、日本大学危機管理学部准教授鈴木秀洋君及び行政経営コンサルタント田淵雪子君から意見を聴取し、各参考人に対し質疑を行った。

質疑においては、全国的な危機対応における国の役割の重要性、地方自治体の行政評価と議会の評価、補助金のための計画策定による地方自治体の事務量増加、新たな通知と以前の通知の関係性、地方自治体の権限の逆移譲、個人情報保護に関する条例と法律の関係、国から地方自治体に対する財源措置、政策評価の専門人材の充足状況と育成の在り方などについて議論がなされた。各参考人の意見及び議論の概要は、以下のとおりである。

【参考人の意見の概要】

金井 利之 参考人（東京大学大学院法学政治学研究科教授・同大学法学部教授・同大学公共政策大学院教授）

国と自治体の関係を振り返ると、2000年のいわゆる第一次分権改革は、分権型社会を目指し、そのベースキャンプとして飽くまで中間地点とされた。したがって、2001年以降も分権改革の継続は国政にとっても大きな課題であったと考える。小泉政権においても分権の取組がなされ、第一次安倍政権においても地方分権改革推進法が制定され、取組が進められた。第二次安倍政権においては、公式には有識者会議で取組が進められたが、現実には分権の流れは徐々に弱くなっている。自治体の立場からは、20世紀後半と同様の形に後退しつつあるとの危惧を持たざるを得ない。

その表れとして、例えば、厳しい条件下で自治体が苦勞している中、ある自治

体はうまくいった、ある自治体は失敗したといった非常に第三者的な評価が横行しているように感じる。失敗している自治体に対しては、成功している自治体があるのだからもっと頑張れ、努力が足りないといった、地域で活動している人々や自治体の神経を折れさせるような言説が流布している。

また、自治体間でのゼロサム競争となっており、まち・ひと・しごと創生に関しては、いつの間にか移住者を増やす話に変化し、日本全体の人口が減る中でお互いに取り合う形になってしまった。ふるさと納税に関しても、自治体間で税収を移転させることにより、自治体の総計からいうと、むしろ税収全体を減らすことになってしまう。他方で、国に対する陳情や支援の競争は 20 世紀後半と同様に進んでいる。

さらに、国策の強力な推進に自治体が協力させられている。平成の大合併は国策として進められ、その後、集中改革プランにより自治体は歳出削減に協力したが、その前提には、2004 年の地財ショックと呼ばれる交付税の大幅な削減がある。他方で、国土強靱化が推進されると、その方向に協力する形になっている。

以上のように分権改革で目指したものが実現しない構造的な要因として、内閣強化との関係がある。

橋本内閣下の行政改革会議は諸井地方分権推進委員会委員長を一委員とし、言わば分権改革が行政改革に上書きされ、結果的には 2001 年の内閣強化を図る中央省庁等改革へとつながった。2000 年頃は、権力集中・内閣強化のベクトルと、分権改革や規制緩和、日本銀行の独立性拡大といった権力分立に根差すベクトルとがせめぎ合っていたが、その後は、官邸主導や政治主導あるいは一強体制と言われるように、内閣や官邸が強くなったのが実態である。結果的には、やや過剰な権力集中が起き、自治体も内閣の集権の下に置かれるようになっていった。その象徴的なものが内閣の重要政策を掲げる国家戦略特区諮問会議であり、自治体は同会議に陳情しなければならない構造になってしまった。本来、両方のベクトルは両立を目指しており、行政改革会議の報告では、内閣機能の強化に応じたチェックの必要性が述べられていた。内閣が各省に対するリーダーシップを強化することに応じ、国会や裁判所、自治体、市場、学術・専門、情報、NPO・市民、実

務などの対抗関係とのバランスが本来求められていた。この 2000 年頃の二つのベクトルは、一方で内閣を強化しつつ、他方でそれを牽制する力も強化する動きだったが、結果的には二つのベクトルはゼロサム関係になっており、内閣が強くなると、自治体、その他の機関は弱くなっていくという関係になってしまった。アメリカの場合は、強い大統領に対して強い議会や強い裁判所、強い連邦準備理事会といった様々なチェック機関が相互に牽制し合っている。それが決して大統領を弱めているわけではなく、全体としてアメリカの力を高めているが、日本の場合にはゼロサムになってしまった。

国政が強くなり自治体が弱くなると、その段階では従属的な状態になるが、一方で、一時的に国政が弱まると、自治体は放縦を起こしてしまう。新型コロナウイルス感染症対策はまさに典型的であるが、結果的には本来目指していた強い内閣と強い自治体の双方が実現しないままになっているとの危惧を抱かざるを得ない。本来は、強い国政に対しては、自治が極めて強く、しっかりと住民の声を聞いて言うべきことを言い、あるいは、一時的に国政が弱体化しているときにこそ、ボトムアップで国政を支援・補佐・補完する方向が求められている。自治体の強さが国政との関係でポジティブサム、両者が高め合っていく道に行くべきだったにもかかわらず、2000 年以降、両者はゼロサムのようになってしまい、今日の閉塞を招いていると考える。

鈴木 秀洋 参考人（日本大学危機管理学部准教授）

本日は、基礎自治体や行政組織の現場・マネジメント、行政法・地方自治法の研究者のそれぞれの立場から、子供・福祉・保健、災害等、現在の研究分野における研究成果の一部について、市区町村、都道府県の現場の具体例の分析から 6 点の指摘をする。

1 点目は、緊急事態宣言等による関係機関の閉鎖等により、命に関わるような危険情報がキャッチできなくなり、潜在化・重篤化したことである。児童虐待等が起きた時に活用すべき地域の関係機関が、緊急事態宣言等によって閉じてしまったことで、児童相談対応件数の増加が鈍化したと言える。国は子供の安全確認

を行うという対応方針を示したが、地方自治体の現場からは、追加的な財政的かつ人的支援措置が十分でなければ、対応が非常に困難だという声が上がっており、実際は形式的な安全確認で終わる例が見られた。

また、これに関連する主な課題として、保育所・幼稚園・小中学校等の子供に関わる機関の休所・休校、乳児家庭全戸訪問事業の中止、要保護児童対策地域協議会の開催延期、保育所・介護施設等の職員保護の問題と住民サービスとの相克、職員の自宅リモートワークや登庁制限による職務遂行の停滞が挙げられる。

2点目は、特別定額給付金支給事務により、緊急・膨大な業務量の増加と他業務の実質的なサービス低下が起きたことである。ワクチンの接種事務も同じことが当てはまるが、通常のコサービスを提供しながら新しい担当組織・職場を設けなければならない、迅速な人・金・物・場所の調達、情報発信、法整備といった点で、かなりの労力と経費が必要になる。責任を市区町村のみに押し付けている国・都道府県の態度に非常に怒りを覚えるという市区町村担当者の意見を聞いており、負担の押し付けと言えるような事務のさせ方は非常に問題である。

3点目は、感染対策のために発出される国や都道府県の方針や通知の確認の困難さである。市区町村には国からも都道府県からも方針等が来るため、それを整理し両者を併せて考えていくことに非常に労力を必要とする。都道府県は、もう少し市区町村のバックアップの役割を果たすべきではないかと考える。そのほか、方針の変更や新しい発出が先行自治体の取組を阻害する可能性があるため、先行優遇措置ができないかという提言をしたい。また、国の方針決定と通知文については、抽象度や変更を重ねた部分の難解さ、事務の膨大さといった課題があることや、通知の詳細なフォローと効果測定の促進の必要性を指摘したい。

4点目は、各省庁が示すデザインが総合行政を担う市区町村にゆがみを生じさせることがあることである。

5点目は、コロナ禍での災害対応における避難所の不足である。市区町村としては避難所を増やす努力はしているが、限界がある。また、避難時と避難後について、要配慮者の連動や避難所の制度設計、福祉避難所をどうするかという問題がある。地方自治体では、避難時は防災セクション、避難後は福祉セクションが

対応しており、これが現場でのずれを生じさせている。私の調査では、これまでに福祉避難所が機能した例はなく、一般の避難所で申出を行い、スクリーニングを掛けて移送をするということが、全てボトルネックにつながっている。この点については、ガイドラインや国の指針が変わらないと対応が難しいという地方自治体の声もある。

6点目の指摘についての説明は省略する。

最後に必要な視点について説明する。1番目は住民視点の徹底である。2番目は住民に最も近い市区町村に権限・財源を委ねることであるが、何でも常に地方自治体が権限を持てばいいということではなく、その点についての調整は必要である。3番目は国と都道府県の役割の再構成である。4番目は市区町村の役割・努力であり、市区町村側にも当然、BCPの策定又はパラダイムシフトによる住民サービスの向上などが必要である。

国・都道府県・市区町村の役割分担と連携を再構成していくことが、住民・国民の権利利益の向上に直結すると考えている。

田淵 雪子 参考人（行政経営コンサルタント）

まず、国と地方自治体における評価の動向を簡単に説明する。

国では、2002年に行政機関が行う政策の評価に関する法律が施行され、これに基づき評価が実施されている。昨年度の政策評価審議会においては、今後の行政の評価の向かうべき方向について提言が取りまとめられ、行政のあるべき姿として、役に立つ評価、しなやかな評価、納得できる評価が挙げられている。

地方自治体では、国に先駆けて1990年代後半から行政評価の動きが始まっており、その後の10年で大きく前進している。最近10年の動きは比較的穏やかであるが、各地方自治体で状況に応じて行政評価の仕組みを改善しており、評価が定着してきたと認識している。国の関与は要請レベルで、地方自治体が評価の必要性を認識して自主的に取り組んだことが定着の要因であり、国と地方自治体の役割分担が機能した事例ではないかと考える。

次に、国と地方の行政の役割分担について、評価の観点から所見を述べる。国

民・住民にとって最適な役割分担を考える上では、①国民・住民の立場に立つ、②全体最適、③「〇〇ありき」からの脱却の3点がポイントとなる。役割分担には、達成すべきアウトカムを実現するために役割を分担するというシェアード・アウトカムという考え方があり、役割を分担するだけでなく、連携して対応し、取組を共有することがポイントとなる。

具体的には、全体最適とは、例えば災害対策において、官の中だけで役割を分担するのではなく、民と官が一緒になって被災された方々の立場に立ってどのように支援をしていけば良いかを考えること、全体で最適に役割を分担するということである。

「〇〇ありき」からの脱却とは、例えば「自治会ありき」からの脱却、すなわち、ほとんどの地方自治体は事務事業評価において自治会加入率を指標として設定しているが、事業の目的は自治会加入率を上げることではないため、加入率を上げるためにどうすれば良いかではなく、ほかに目的を達成する手段はないかという観点で考えるということである。役割は、既に決まっているものだけではなく、常に時代に応じて変化していくことが必要である。評価でいえば、政策レベルの評価が全体最適に該当し、事務事業評価や業務分析などは部分最適に該当する。

最後に、国と地方自治体における情報の在り方について、3点課題を挙げる。1点目は、正確・公平・適時適切な情報の提供となっているかであり、公平とは情報格差がないということである。2点目は、税金が効果的・効率的に使われたか、税金の使途と効果について説明責任が果たしているかである。行政評価は説明責任を果たすための材料であり、確実な実施が必要である。3点目は、国民・住民にとって有効な行動変容をもたらす判断材料となっているかである。コロナ禍であれば、ワクチン接種やステイホーム、自粛の判断、災害時であれば、避難の実施や避難時期の判断などが挙げられる。

こうした情報提供は、国と地方自治体の重要な役割であるとの認識の下に課題として挙げている。特に1点目については、様々な地方自治体の方々や東日本大震災で被災された方々と話をする中で問題意識を持ち、今回課題として挙げたも

のである。

【議論の概要】（○：委員の発言、△：参考人の答弁）

（全国的な危機対応における国の役割の重要性）

○コロナ禍など全国的な危機対応が必要な局面では、国と地方の役割分担の在り方について、国の役割がより重要であるとする考えに対する見解を伺う。

△新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、財政措置、情報分析や水際対策が国の役割であり、これら以外は地方自治体が行うのが基本である。また、対応の初期段階で地方自治体が個人情報を大幅に公表してしまったことを踏まえれば、人権保障も国の大きな役割と考える。

△新型コロナウイルス感染症には、緊急・広域の対応が求められており、命を守る国の役割は大きい。国が積極的に介入し、全国どこでも同じように命を守るシステムが必要だと考える。

△命を守る対応が必要な部分に関しては、国がしっかり行ってほしい。反面、地方自治体の役割は全国一律ではないことから、地方自治体の独自性が発揮できる仕組みが必要ではないか。

（地方自治体の行政評価と議会の評価）

○地方自治体の行政評価の改善点や考え方と議会の評価との関係性について伺う。

△評価については、2010年以降住民や議会の動きが活発ではない。住民の意識の高まりが行政を動かす鍵となる。ポイントとしては、選挙において行政評価の結果が投票の判断材料となることを住民が理解することであり、特に首長の選挙に関して、住民がそのような意識を持つことが、行政を大きく動かす一つの力になる。

（補助金のための計画策定による地方自治体の事務量増加）

○補助金のための計画策定による地方自治体の事務量増加の懸念と計画の改廃の必要性について伺う。

△補助金とひも付いた計画には色々なスキームがあり、一つのスキームに合わせると他のスキームと合わなくなることもあり、非常に難しい。国からアドバイスを提示するとともに、市町村側からも交渉することで部分的に補助金が交付されるような仕組みが必要ではないか。

（新たな通知と以前の通知の関係性）

○新たな通知について以前の通知との関係性を国が具体的に提示するための方策について伺う。

△法律制定時や通知・ガイドラインの発出時に、以前のものとの変更点や、ここだけ見れば良いという点を国が提示すれば、地方自治体側は直ちにそれをもって実務の運用ができるため事務の効率化になり、住民の福祉の向上につながると考えている。

（地方自治体の権限の逆移譲）

○市町村などで十分な支持を得るのが難しい問題について、都道府県への決定権限の逆移譲を制度的に可能とすることに対する見解について伺う。

△制度を変えるだけでは問題の本質は消えない。地域で苦勞していることを都道府県が代わりに実施するというのは補完性の原理としては正しいが、現場の苦しみを受け止められる市町村の存在が非常に重要と考える。

△児童相談所等の設置などでも見られるが、差別的な問題があった場合には、行政側の姿勢を適切に示すことが必要であろう。また、反対意見の提出に対し行政側の考えを提示するという手続過程を公開していくことが重要と考える。

△説明が行われるだけで住民が意見を言える場がないことが問題であり、公開の場でしっかりと議論し、住民のコンセンサスを得る取組が重要であろう。

（個人情報保護に関する条例と法律の関係）

○個人情報保護に関して、法律により地方自治体の条例の内容を国の基準に合わせるよう求めることの是非について伺う。

△個人情報保護については、最低限のラインの整理は必要であるが、保護の上乗せについては多様性を認めるべきである。

△地方自治体の条例が優先されるべきであり、法律の制定は先行する条例を尊重すべきであるが、個人情報の扱いについては整理が必要である。

△個人情報の扱いはデジタル化の推進に大きな影響があるものと考えられ、国民にとってどういう形の議論が望ましいか模索する必要がある。

（国から地方自治体に対する財源措置）

○国から地方自治体に対する財源措置の在り方について伺う。

△補助金に頼ると地方自治体間での取り合いになることや、国が目指す方向に従った補助だけは出ることになってしまうため、地方交付税で地方自治体の一般財源を措置するのが大原則である。

（政策評価の専門人材の充足状況と育成の在り方）

○国内における政策評価の専門人材の充足状況と今後の育成の在り方について伺う。

△政策評価の取組は1990年代後半から始まったことから、専門人材は元々存在していたわけではない。民間の力ある人材が行政と問題意識を共有しながら取り組むことで、専門人材が育成されると考えている。

3. 国と地方の行政の役割分担に関する小委員会における調査の概要

第203回国会において、令和2年11月30日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、質疑を行った。

また、第204回国会において、令和3年4月12日及び4月26日、国と地方の行政の役割分担に関する件について、質疑を行った。

質疑においては、地方の財源不足に対する国の取組方針、地方自治体のジーンバンク事業に対する支援、地方自治体の相談窓口に関する調査、地方制度に関する統治機構改革を総合的に担当する組織、自治体DX推進に向けた財政支援、地方自治体の交付金への依存、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給、NHK訪問員が受信料を免除する行為、地方自治体への通知等に関する理解、高齢者施設等への集中的な検査の実施状況、計画策定の見直しに関する政府の今後の取組、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床の確保、県内総生産等都道府県別の各種データの公表、国による教員確保の取組、最低賃金の引上げの必要性、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービス、中小企業支援における国と地方の連携や役割分担、地域公共交通維持のための国の責任、デジタル・ガバメント推進におけるシステム利用者の視点、地方自治体におけるテレワーク実施の促進、東京電力に対する資金援助における国民負担、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給対象、ヤングケアラーの負担軽減、コロナ禍において推奨可能な娯楽などについて議論がなされた。概要は以下のとおりである（○：小委員の発言、□：政府の答弁）。

（地方の財源不足に対する国の取組方針）

- 新型コロナウイルス感染症対策のために地方財政が厳しさを増していることを踏まえ、令和2年度の地方の財源不足に対する国の取組方針について伺う。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、例年にも増して地方財政は厳しい状況にあると認識している。このため、地方税の徴収猶予に対応する猶予特例債の創設等の支援を直ちに講じたところであり、さらに、今後明らかとなる各地方自治体の税収の動向等を踏まえ減収補填債の対象税目拡大を検討するなど、

地方自治体の財政運営に支障が生じないよう万全を期していきたい。

（地方自治体のジーンバンク事業に対する支援）

- 在来品種を収集、保全する地方自治体のジーンバンク事業に対して国が支援する必要性について伺う。
- 農研機構遺伝資源センターは、都道府県が管理する遺伝資源をデータベース化し、その情報提供などを行っており、地方自治体が行う種子の保存や開発等に関する支援措置を講じていく。また、農林水産省は、産地が行う在来品種保全の取組を支援している。令和3年度は、在来品種等の統合データベース構築のための予算要求を行っており、地方自治体のジーンバンクとの連携を更に進めていく。

（地方自治体の相談窓口に関する調査）

- 総務省行政評価局が地方自治体の相談窓口の厳しい実情に関し様々な調査を行う必要性について伺う。
- 地方自治体の相談窓口は多様な形態があり、現場での課題も様々である。総務省行政評価局は、様々な施策に関して調査を行い、行政上の課題を把握し、その改善に努めているが、調査や報告を行う際には必ず現場の実情を視野に入れるよう努めている。今後とも、地方の置かれた厳しい実情について、重要な視点として調査を実施していく。

（地方制度に関する統治機構改革を総合的に担当する組織）

- 地方制度に関する統治機構改革について総合的に担当する組織を政府内に設置する必要性について伺う。
- 昭和27年に地方制度調査会設置法が制定されて以来、累次の地方制度調査会において、地方分権や道州制を含む地方制度の在り方について幅広く審査・審議されてきた。同調査会は、内閣総理大臣がその立ち上げや諮問事項を決定しており、今後とも、地方制度に関わる様々な問題について地方自治体を始め関係

者の意見に幅広く耳を傾けながら、必要な対応がなされるものと考えている。

（自治体DX推進に向けた財政支援）

- 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進に向けた必要なシステム改修への財政支援の必要性について伺う。
- コロナ禍において地方経済が疲弊しており、地方税収入も大幅な低下が予測される中で、委員指摘の分野の財政措置も含めて、一般財源の確保が政府の責任であると思っており、しっかり臨んでいきたい。

（地方自治体の交付金への依存）

- 人口減少下で地方自治体が巨額の交付金に財政的に依存している状況について、総務大臣の見解を伺う。
- 地方自治体の財政状況が全国的に厳しい中、国は財政調整機能や財源保障機能の充実に取り組んでいるが、その上で、それぞれの市町村が自らの財政を立て直すための事業計画を独自に策定することは健全な姿と考えている。委員指摘の北海道神恵内村では、自らのビジョンの下で施策を講じているものと承知しており、これに対して国が発言すべきではないと考える。

（ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給）

- 新型コロナウイルス感染拡大に伴うひとり親世帯臨時特別給付金再支給の必要性について伺う。
- ひとり親家庭は、経済的基盤が弱く、厳しい状況の中で今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大きな困難を生じている。こうした中、関係団体の意見を聴取するほか、ひとり親の置かれている状況について緊急的に調査を行い、現状の支援で十分か否かにつき検討を行っている。緊急的に支援が必要な場合には、状況に応じて迅速かつ適切に対応していきたい。

（NHK訪問員が受信料を免除する行為）

- NHK訪問員が個別訪問時に放送受信機設置時から訪問時までの受信料を免除する行為の不適切性について、総務省の見解を伺う。
- 総務省として事実関係を承知していないため、コメントは差し控えたい。

（地方自治体への通知等に関する理解）

- 地方自治体への通知等の内容に関する国と地方自治体の理解の相違を解消するための総務省の取組について伺う。
- 地方自治体への通知等による情報提供に当たっては、できる限り簡素で明瞭な内容にするなどの配慮が求められ、また、現場の取組状況や課題が国の施策の改善等につながるようフィードバックすることも重要である。総務省としては、例えば新型コロナウイルス感染症対策に関し、都道府県等の幹部と総務省職員との連絡体制を構築し、地方自治体が抱える疑義等を関係省庁に提供する取組を行っている。

（高齢者施設等への集中的な検査の実施状況）

- 新型コロナウイルス感染症に関する高齢者施設等への集中的な検査の実施状況に対する厚生労働省の認識について伺う。
- 検査の実施に当たっては、検体の適切な採取など対象施設の関係者の協力が必要となり、地方自治体や施設の負担となっているとの話も聞く中で、把握しているだけでも3分の2、延べ19,000程度の施設で検査を実施済みという現状については、できる限りの取組が行われたものと考えている。

（計画策定の見直しに関する政府の今後の取組）

- 計画策定の見直しに関する所管省庁や策定率の整理・公表を含む政府の今後の取組について伺う。
- 計画策定等については、提案募集により地方が抱える具体的な支障を把握しながら、それを解消していく手立てを検討していきたいと考えている。令和3年の提案募集では、計画策定等を重点募集テーマに設定し、類似する制度改正等

を一括して検討することとしている。今後、地方からの提案を踏まえ、地方分権改革有識者会議で議論しながら、計画策定等に係る見直しの検討を進めていきたい。

（新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床の確保）

- 新型コロナウイルス感染症患者の受入れ病床確保に対する国の積極的な関与の必要性について伺う。
- 病床確保計画の見直しについて事務連絡を発出するとともに、医療提供体制の逼迫が生じた都道府県等に対しては、個別に病床確保に向けた取組を支援し、必要な場合は直接医療機関にも要請等を行っている。病床確保に伴い課題となる人材確保についても、各種の支援策を延長し、財政支援や人材バンク等の整備を行っている。

（県内総生産等都道府県別の各種データの公表）

- 日本全体の底上げのために県内総生産等都道府県別の各種データを国が公表する必要性について伺う。
- 地方自治体の施策の立案・実施における統計データの活用は、行政運営の質の向上を図る上で大変重要である。総務省では、統計データの簡易な利活用を推進するため統計ダッシュボードを提供し、都道府県別の比較や時系列変化を幅広く見える化している。今後とも、地方自治体による統計データの活用を支援することで、各地方自治体の積極的な取組を推進していきたい。

（国による教員確保の取組）

- 教員確保に国が責任を持って取り組む必要性について伺う。
- 文部科学省としては、各教育委員会の教師不足の解消に向けて、学校・子供応援サポーター人材バンク等による講師のなり手確保に向けた取組や、外部人材の活用による働き方改革等の取組に加え、教師不足に関する実態把握のため、今年度調査を実施することとしている。また、義務教育標準法の改正により、

教育委員会に対して、正規教員のより一層計画的な採用が行えるよう促している。

（最低賃金の引上げの必要性）

- ワーキングプア問題の解決のために早急に最低賃金の大幅な引上げに取り組む必要性について伺う。
- 最低賃金の引上げは、雇用に対しプラスの影響もあればマイナスの影響もあり、その時点の経済や雇用環境に即して議論を進めなければならないと思っている。政府としては、賃上げしやすい環境整備に取り組んだ上で、最低賃金について、より早期に全国加重平均が千円となることを目指していきたい。

（マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービス）

- マイナンバーカードを活用したコンビニ交付サービスについて実施市区町村数の目標を設定する必要性について伺う。
- マイナンバーカードについて令和4年度末にはほとんどの住民が保有することを目指した政府全体の取組と併せ、コンビニ交付サービスについても、ほとんどの住民が利用できる環境を整備することとしている。総務省としても、システム構築等に要する経費について特別交付税措置を講ずるなど、確実に環境整備できるよう取り組んでいきたい。

（中小企業支援における国と地方の連携や役割分担）

- コロナ禍の中小企業支援における国と地方の連携や役割分担の状況について伺う。
- 例えば、国は民間金融機関における実質無利子・無担保融資を実施しており、一部の地方自治体はその上限を超えた額について独自に支援を行っている。また、緊急事態宣言の影響を受けた事業者に対し、国は一時支援金を支給しており、地方自治体は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して上乗せ支援や一時支援金の対象とならない事業者への支援を進めている。国

と地方自治体が連携しながら、引き続き事業者への支援に取り組んでいきたい。

(地域公共交通維持のための国の責任)

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、地域公共交通維持のために国がこれまで以上に責任を果たす必要性について伺う。
- 昨年、地域公共交通活性化再生法を改正し、各市町村等を中心に地域公共交通に関するマスタープラン策定等を通じ公共交通サービスの維持確保を促すこととしている。こうした取組に当たり、地方自治体における人材や体制、財政面での課題解決に向け、国は研修の実施やガイドラインの提示等を行っており、引き続き地方自治体と連携して取り組んでいく。

(デジタル・ガバメント推進におけるシステム利用者の視点)

- デジタル・ガバメント推進において地方自治体を含むシステム利用者の視点を重視する必要性と今後の取組方針について伺う。
- デジタル化には利用者目線が大事であり、業務を処理する者も含めたエンドユーザーでの利用者の利便性向上が必要である。地方自治体の事務処理も含めて業務フロー全体を整理し、デジタルを前提とした業務プロセスの再構築を徹底することが重要であり、政府としては、デジタル・ガバメント実行計画にこうした方針を明記している。引き続き、自治体職員側の利便性も考えながら、行政サービスの刷新に取り組んでいきたい。

(地方自治体におけるテレワーク実施の促進)

- 地方自治体におけるテレワーク実施を促進するための政府の取組と実態把握状況について伺う。
- 総務省では、新型コロナウイルス感染症の流行に際しテレワークの積極的な導入を要請しており、導入経費に特別交付税措置を講ずるなど、地方自治体の取組を促してきた。令和2年10月時点のテレワークの導入状況は、都道府県・政令市 95.5%、市区町村 19.9%であり、導入のより積極的な検討に資するよう、

テレワーク推進のための手引きを作成し、令和3年4月に地方自治体に送付した。

(東京電力に対する資金援助における国民負担)

- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じた東京電力に対する資金援助の仕組みにおいて、国民負担を明示する必要性について伺う。
- 東京電力に対する資金援助における国民負担をもう少し分かりやすくすべきであるという委員の意見はもつともであり、経済産業省としてもしっかり検討していきたい。

(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給対象)

- 国民健康保険においてフリーランスを新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給対象とする必要性について伺う。
- フリーランスに対する傷病手当金の支給を全国統一の制度として恒久化することについては、自営業者等では被用者と異なり、休業期間や収入減少の状況が多様であることや所得補填として妥当な支給額の算出が難しいこと、財源の確保など課題が多く、慎重な検討が必要である。

(ヤングケアラーの負担軽減)

- ヤングケアラーの負担軽減のため、行政がケアを必要とする人を把握しサービスを柔軟に提供していくことの重要性について伺う。
- 公的サービスによるケアが必要な家族がいる場合でも、ヤングケアラーがケアを行うことによりニーズが表面化しにくく、適切な利用につながらないケースも一定数あると考えている。政府のプロジェクトチームにおいても、福祉サービスへのつなぎなど相談支援の推進や、ヤングケアラーが子どもであることを踏まえた福祉サービス等の柔軟な運用の検討を主な課題の一つとして議論を進めており、今後もしっかりと検討していきたい。

(コロナ禍において推奨可能な娯楽)

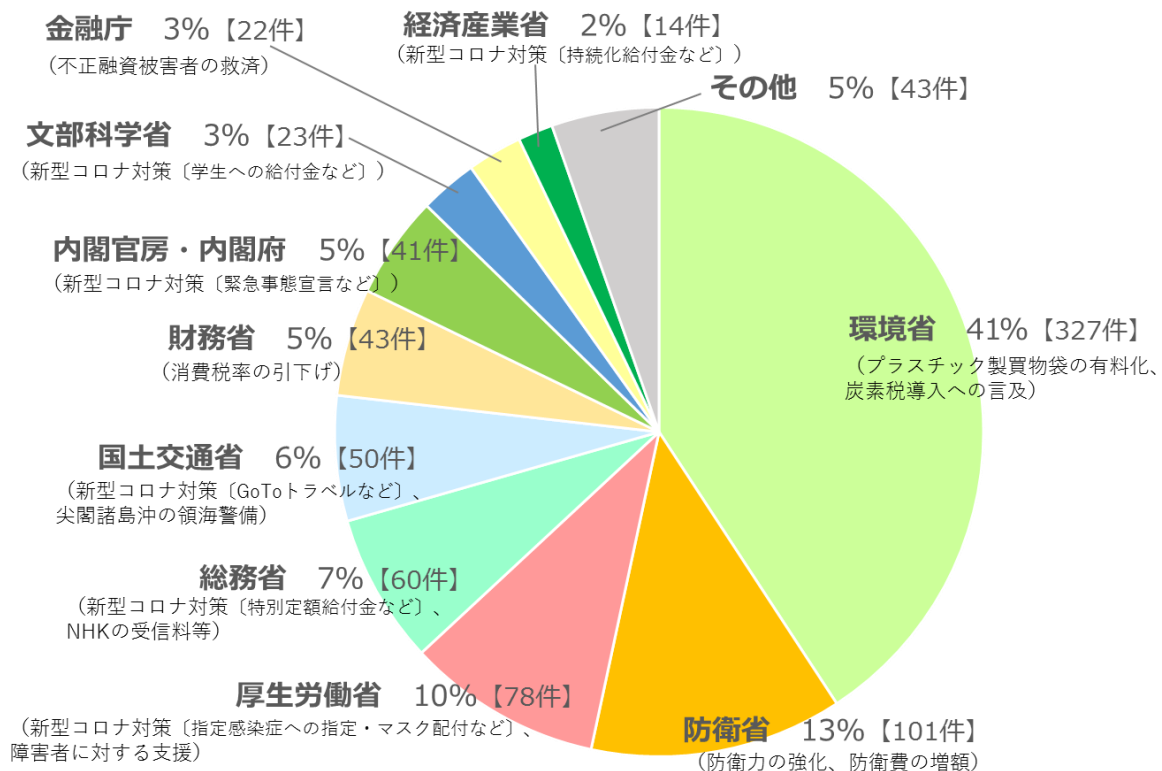
- コロナ禍においても推奨可能な娯楽を政府が積極的に発信することについて、
見解を伺う。
- 4都府県を対象に緊急事態宣言が発出され、不要不急の外出を控えるよう呼びかけている現下の状況においては、政府が推奨可能な娯楽について情報発信を行うことは難しいと考える。いずれにしても、科学的知見に基づく適切な情報発信に取り組んでいきたい。

Ⅲ 行政に対する苦情

平成30年6月の参議院改革協議会報告書において「参議院ホームページ上に苦情窓口を開設し、国民から寄せられる苦情も調査の端緒として活用する」とされたことを踏まえ、参議院ホームページ等を通じて寄せられた行政に対する苦情を行政監視委員会における調査の基礎的な資料の一つとするべく、平成31年3月、「行政に対する苦情窓口」を設置した。

同窓口において、令和2年5月から令和3年4月までに受理した行政に対する苦情は802件であり、所管省庁別の内訳は以下のとおりである。

【行政に対する苦情の所管省庁別内訳】（令和2年5月～令和3年4月）



<参考>

同窓口を設置した平成31年3月から令和3年4月までに受理した行政に対する苦情は923件であり、所管省庁別の内訳は以下のとおりである。

【行政に対する苦情の所管省庁別内訳】（平成31年3月～令和3年4月）

